

令和8年第8回定例会
議案等参考資料

1 議案第 5 号関係

おいらせ町創作の家条例

平成 18 年 3 月 1 日
条例第 90 号

(設置)

第 1 条 地域住民に対して、創造的活動を通じて町民の教養及び町民性の向上を図るため、創作の家を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 創作の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
おいらせ町創作の家	おいらせ町沼端 14 番地 161 (いちょう公園)

(業務)

第 3 条 おいらせ町創作の家 (以下「創作の家」という。) は、次の業務を行う。

- (1) 地域住民の文化活動に関すること。
- (2) 地域住民の活動に供すること。
- (3) 社会教育活動に供すること。
- (4) 学校教育活動に供すること。

(管理)

第 4 条 創作の家の管理については、おいらせ町教育委員会 (以下「教育委員会」という。) がこれに当たるものとする。

(運営)

第 5 条 創作の家の運営審議は、公民館運営審議会が当たるものとする。

(使用料)

第 6 条 創作の家の施設及び設備を利用するものについては、別表により使用料を徴収する。ただし、社会教育関係団体及び関係公共機関等の利用する場合及び教育長が特に必要と認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の百石町創作の家設置条例 (昭和 57 年百石町条例第 12 号) の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成 22 年 12 月 9 日条例第 18 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 6 月 14 日条例第 11 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表 (第 6 条関係)

区分	料金
1 人 1 回当たり	310 円



お選管第 4 4 号
令和 8 年 7 月 1 7 日

おいらせ町教育委員会
教育長 松林 義一 様

おいらせ町選挙管理委員会
委員長 田 中 直 喜



おいらせ町明るい選挙推進協議会委員の推薦について（再依頼）

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般は本協議会委員候補者をご推薦いただき、誠にありがとうございました。
しかしながら、貴会からご推薦をいただいた高山様が委員委嘱前にご逝去されたと
の報に接し、謹んで哀悼の意を表します。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、新たに委員候補者をご推薦いただきたく、
同封した推薦書により、回答くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 委嘱期間 委嘱日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
(但し、後任の委員が就任するまで)
2. 報 酬 1 回当たり 5, 3 0 0 円
3. 提出書類 推薦書
4. 提出期限 令和 8 年 8 月 2 8 日 (金)



担当 事務局 書記 袴田 健裕
電話 0 1 7 8 - 5 6 - 2 1 6 6